

( 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 )

譲受人	譲渡人	作成者	
		祝田 茂	
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・畑6筆のうち■■番(1,959㎡)については、隣接する住宅建設のため不耕作であったが、今後農地に戻し耕作する意向であるが、その分については効率的に利用できると判断する。(その他の土地については新築住宅前の土地及び大槌川河川敷の土地のため農地として利用することが困難と判断され、今後転用又は非農地化への手続きを進める。)		しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	・譲受人は、個人であり適用なし。		しない
第2項第3号 (信託)	・□□□から売却の許可を得ている●●●●●による申請である。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・同一世帯内の所有権移転であり家族も作業に従事することから問題なし。 (必要な行うべき農作業がある限り従事)		しない
第2項第5号 (下限面積)	・借人が耕作に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超える。 (大槌町の下限面積:町内全域10アール以上) 耕作予定の畑の面積・・・1,959㎡		しない
第2項第6号 (転借禁止)	当該農地は譲渡人の名義の農地であり転貸には当たらない。		しない
第2項第7号 (地域調和)	・従来から地域の一員として隣接耕作者との関係も問題なく、同一世帯内の権利譲渡であることから、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないと考えられる。  なお、8月18日に三浦英俊委員、三浦茂男推進委員及び事務局が現地確認を行い、当該農地の状況を確認した。		しない